

与党第5次提言等を踏まえた
今後の賠償、支援策等に対する各構成員の意見

福島県原子力損害対策協議会

1 農林水産業関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	営業損害	国	<p>JAをはじめ農林業者は限定された地域での事業活動が基本であり、他地域での事業再開は困難。このため、29年度以降も営業損害は確実に発生する。また、県産農畜産物の風評被害は収束する兆しもないことから、29年度以降も確実に損害賠償が継続されるスキームの構築が必要。</p> <p>よって、経済産業省に対しては、東電に対する監督官庁として強い指導力を求める。</p> <p>また、復興庁に対しては、復興推進の責任官庁としての強い指導力を発揮して、東電による責任ある賠償スキームの構築を求める。</p>
		営業損害	東京電力	29年度以降も営業損害や風評被害が発生している場合は、原発事故の加害者として適切な賠償を実行するよう強く求める。
2	福島県森林組合連合会	その他	国	<p>森林整備と放射性物質対策を一体的に行うことについては、生活圏以外の森林の取扱いが明らかにされないことから、再生復興を加速するためやむを得ず森林所有者の負担の元で実施を求めたものであることに、まず留意されたい。</p> <p>その上で</p> <p>①事故後5年を経過したにも関わらず、生活圏以外の森林に関する取扱いの方向すら示されていないのは、極めて遺憾である。</p> <p>②特に避難指示等区域内においては、間伐等施業の施行が困難であり、森林除染の方針未決定と相まって、実質的に無施策の地帯となっている。</p> <p>③百歩譲って、土砂流出防止など封じ込め対象として森林を捉えるとしても、その主体や方法が明らかでない。</p> <p>以上から、早急に生活圏以外の森林の取扱いについて方向を示すとともに、いたずらに森林所有者又はその属する地方自治体に負担を強いる対策とならないよう留意されたい。</p>
		営業損害	東京電力	<p>森林組合は、森林所有者が共同して地域の森林管理を行うことを目的として組織した団体である。</p> <p>しかしながら、今般の営業損害補償において「商工業者」と取扱うとされていることは、理解に苦しむ。</p> <p>さらに前項で述べたとおり、森林に関する取扱い方針も明確でなく、避難指示等区域では林業生産活動の目途さえ立っていない中で、賠償の期限が議論されることは、とうてい容認できない。</p> <p>森林組合はその範囲が規定されており、他地域での活動はできない。</p> <p>例えば飯舘村森林組合や双葉地方森林組合は、林業生産活動が困難で、営業損害賠償がなされないとなれば解散のほか道がなく、住民帰還後の民有林管理に責任を持つ者が不在となる。</p> <p>国施策の方向と合わせた賠償の取扱いの検討を強く求める。</p>
3	福島県漁業協同組合連合会	その他	国 東京電力	<p>本格操業に至るまでの現在の賠償（営業損害及び休漁損害）を堅持する事。</p>
4	福島県農産物検査機関協議会	その他	東京電力 県	<p>県内農産物の安全性を担保するため、全量全袋検査等を継続し、リスクヘッジすることで消費者不安を解消する支援を求める。（単年ではなく複数年）</p>
5	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会	営業損害	国 東京電力	<p>避難指示区域外における賠償についても先の5月12日要望内容どおりしっかりと取り組まされたい。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
6	福島県農民運動 連合会	営業損害	国 東京電力	集中的な自立支援施策の展開を行った2年後の営業損害については、中間指針第二次追補の「①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること」とされていることを厳守すること。
7	日本種苗協会福 島県支部	営業損害	東京電力	放射能等による風評被害による売上がまだもとにもどらないなか長期間のご支援をよろしく願います。
		その他	国	農業主産物の全国への販売支援を願います。

2 商工業・経済・専門サービス業関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	福島県商工会議所連合会	営業損害	国	<ul style="list-style-type: none"> ・P6 7行目「旧緊急時避難準備区域や旧～検討すること。の文言をP7①事業再建の項目にも挿入を希望。 ・P7 6行目27年度と28年度の2年間について、復旧状況の現状として最低3年間は集中期間を希望。
		営業損害	東京電力	公正、公平な損害賠償と事故前の状態に戻るまでの損害賠償継続を希望する。
		精神的損害	国	・損害が無くなるまで賠償の継続。
		精神的損害	東京電力	・賠償の公平、公正な賠償金支払い及び旧緊急時避難準備区域の追加賠償の検討を希望。
		その他	国	<ul style="list-style-type: none"> ・指定廃棄物運送路、運送時管理、運搬風評被害について十分な対策の追加を希望。 ・30^キ圏内を含めた避難指示等警区域解除後の既存事業所の復興支援策の充実の追加を希望(直面する課題:売上が回復しない、施設・設備の稼働が回復しない、今後の事業継続不安定、人口減少による顧客、労働力不足、労働力不足による質の低下、賃金格差等)。 ・常磐自動車道や国道6号線の通行に伴う放射線量や健康への影響について、一部シェルター化や再除染を行う等、利便性と安全性の両方が確保される措置を講ずること(現在は一部バス会社のみ運行を行っている)。 ・中間貯蔵施設の整備について、中間貯蔵後30年以内に県外で最終処分を行うことができる物理的な体制を先送りすることなく早期に提示し、県民の不安の解消と安全管理を徹底すること。 ・常磐線の早期復旧について、全線開通を目指すとともに、復興・再生を加速するために特急の仙台駅までの開通についても検討を行うこと。
2	福島県商工会連合会	営業損害	国	今後2年間で事業再建、なりわい確保、コミュニティ再生としているが、既帰還町村の現状をみてもかなり厳しい。地元ニーズを十分聞き取り、個別訪問等によるきめ細かな支援策をお願いしたい。
		営業損害	東京電力	営業損害、風評被害の賠償について、個別の事情確認については、画一的に行うのではなく、被害者への聞き取りを十分行い柔軟な対応を求める。
3	福島県中小企業団体中央会	営業損害	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> ①風評被害は噂によって生じるものであるため、その原因物質、福島第1原発の溶融核燃料や汚染水が撤収されない限り収まらないと考える。従って風評被害に対する営業損害賠償は福島第1原発が更地になるまで続けるべきである。 ②営業者が風評被害を減らすために取り組んでいる仕事(放射能検査等)は本来東電がすべきことなので、永久に賠償すること。 ③今後、風評被害の根拠を被害者が示す必要が出るようだが、風評被害は噂によって生じるため証明することは難しい。従って食品産業は従来通り売上の減少＝風評被害とすべき。 ④営業損害賠償については、一方的な期限を切った一括方式ではなく、実情に合ったものとすべきと考える。 ⑤営業損害賠償期限は復興・創生期間までとすべきと考える。そして遡減措置を取ることが適切と考える。 ⑥営業損害賠償期間のさらなる延長を要望する。 ⑦原発事故は収束はしておらず、観光客の宿泊数は事故前の水準に戻っていない。これは実害であり、これらの解決がなされるまでは旅館の減収分の損害賠償は支払われるべきである。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
3	福島県中小企業 団体中央会	営業損害	国	⑧風評被害はまだ消えていない。顧客も以前の状態に戻っていない。よって、営業損害、風評損害の賠償を平成29年3月で終わらせないでほしい。 ⑨営業損害賠償については、本県を訪れる教育旅行人数が原発事故以前と同等に戻るまで損害賠償を継続すべきと考える。 ⑩逸失利益の賠償だけでは不十分であり、のれん、ブランド、企業価値の減少についてもすみやかに賠償すべきである。
		営業損害	国	①事業者の自助努力は不可欠だが、風評被害の少ない業容に転換しようとする場合等、国は転換費用等の大半を援助すべきである。こうすることで営業補償を打ち切ることができると考える。 ②賠償金の税制上の取扱いについては、被害者救済の視点を反映すべきと考える。 ③営業損害賠償期限を延長するよう支援をお願いしたい。そして遞減措置を取ることが適切と考える。
		営業損害	国 東京電力	①風評被害の賠償については、継続すべきことを強く要望する。 ②原発事故の速やかな収束と営業損害賠償の継続を要望する。
4	福島県旅館ホテル 生活衛生同業組合	営業損害	東京電力	住民帰還にむけた27年、28年への集中的支援策だけでは期間が不十分であり、帰還(自立)以降後も中長期的な支援が必要。特に根強い風評への対策と安全性に裏付けされた販路拡大等に取り組むと追記すべき。
		営業損害	国	観光業で言えば、浜、中、会津の観光客や宿泊客の客層、入込等の現状に違いがでていいるなど、支援策を講じる際には、各地域や各産業の現状に応じた幅広い支援について配慮をお願いしたい。
		その他	東京電力	避難指示解除準備区域や居住制限区域における早期復興への支援策はもとより、観光業においては同地区外でもまだ風評の影響が続いている現状において、その繰り返し風評の大きな要因となっている事故の防止や情報隠蔽等に関して徹底的に対策を講じていただきたい。
		その他	国	避難指示解除準備区域や居住制限区域における復興への加速支援策は優先すべき施策であり、何より同地域の早期復興は県民全体が望むことですが、風評においては県全域がまだ影響を受けており区域外への支援策も講じていただきたい。
		営業損害	東京電力	本提言には、新聞報道で示されていた「2年分一括支払い」については、今後原発処理作業等の事故による風評再発等も懸念されることもあり、一括支払いは安易に受け入れることはできない。
5	福島県経営者協会 連合会	営業損害	国 東京電力	原子力災害事故から4年経過するも、いまだに風評被害等は続いており、営業損害については、打ち切ることなく風評被害が収束するまで今後も継続して賠償していくべきである。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
5	福島県経営者協会連合会	営業損害	国 県	被災12市町村以外の地域の風評被害に関する支援策もお願いしたい。
6	福島県弁護士会	営業損害	国	①平成27年度及び平成28年度を「特に自立支援施策の展開を図る期間」としているが、まずは事業者が事業の再建を行うにあたりどのような点が障害となっているのか、詳細な調査を実施するべきである。 ②避難指示区域外の事業者は今なお風評被害に悩んでいる。国においても詳細な被害実態の把握及び適切な賠償指針の策定を改めて行うべきである。
		営業損害	国	③営業損害の賠償継続について「個別的事业を踏まえて適切に実施」とあるが、その際の判断の基準やプロセスについて明確に示すべきであることに加え、不満がある場合の法的手段の援助も併せて検討すべきである。
		営業損害	国 東京電力	①商圈が避難指示区域にあった事業所は避難等対象区域内の事業者に限られず、区域外でもいわゆる風評被害に留まらない営業損害を受け、その状態から脱却困難な事業者は存在する。被害実態に見合った提言がなされるべきである。 ②避難指示が解除されながらも住民が戻らない旧緊急時避難準備区域の事業者への実態調査は、今後の避難指示区域解除後の事業者が直面する試金石となる。この地域の事業者への詳細な調査を実施し、問題点を探るべきである。
		精神的損害	国 東京電力	①「解除の時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行う」とあるが、中間指針には「避難指示等の解除等から相当期間経過後」とされているだけであり（中間指針第二次追補）、賠償の上限を6年と設定するべきではない。 ②「遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除し」とあるが、帰還を希望する住民もいれば、帰還を希望しない住民も少なからずおり、避難指示解除後も住民には「正常な日常生活の維持・継続が著しく阻害され」（中間指針）の状態が生じうるため、賠償終期を現時点で設定するべきではない。 ③帰還を選択した住民にも、避難ないし移住を選択した住民にも公平な精神的賠償を行うべきである。 ④旧警戒区域の一律賠償により、より一層、旧緊急時避難準備区域との賠償に格差を生むこととなるが、当該地域に対しては「国・福島県・市町村等が連携し、必要な復興施策を検討すること」という極めて抽象的で具体性の無い文言が掲げられているだけである。同地域で日常生活を阻害されている住民に対し、復興施策以外にも賠償による生活再建も検討することを明言すべきである。 ⑤区域外避難地域からの避難者や平穏な生活を阻害されている滞在者、避難者の受け入れ側住民の権利保護も十分に検討すべきである。 ⑥事業者に限らず、原子力発電所事故により職を失い、年齢や体調等諸事情により再就職が困難な者も多数おり、このような被災者に対する「自立支援策」も検討すべきである。第5次提言には就労支援についての具体策が書かれていない。
就労不能損害	東京電力	上記の者に対する就労不能損害の賠償が平成27年3月以降も行われていることにつき、「請求があった場合要件を満たすようであれば請求書を送付する」扱いではなく、被災者全員に請求書を送付する扱いを採るべきである。		

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
6	福島県弁護士会	その他	国	<p>①仮設住宅につき、「避難指示区域とそれ以外の区域について、それぞれ対応を検討する」として区域により対応を区別する旨の記載がなされているが、みなし仮設住宅を含め、仮設住宅の供与期間については、事故時の住居が避難指示区域内外かにかかわらず、避難者個別の事情に即した判断を行うべきであり、拙速に「帰還」か「移住」かの選択を迫るべきではない。</p> <p>②中間貯蔵施設への搬入路の安全確保や汚染物質の減容化施設の安全性確保についても提言事項として検討すべきである。</p> <p>③中間貯蔵施設の整備と継続的な搬入のみならず、貯蔵期間の終了に向け、最終処理のための研究・検討を責任を持って進めることも明記すべきである。</p>

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	一般社団法人 福島県医師会	営業損害	国	旧警戒区域の医療機関の移転再開に要する全ての費用と、その後の運転資金を元の営業水準に戻るまで補填し続けることを東電に指示してほしい。
		営業損害	東京電力	これまで与えてきた損害に対してはもちろん、今後何十年と与え続けるであろう損害に対しても完全に賠償することを求める。
		精神的損害	国	医療法人の経営管理者層が被っている精神的損害に対して、慰謝料を払うように東電に指示してほしい。
		精神的損害	東京電力	医療法人の経営管理者責任者が被っている精神的損害に対して、慰謝料を払うよう要求する。
		その他	国	① 被害の実態に則した賠償が行われるよう、経産省以外の省庁が賠償のスキームを作ることを求める。 ② 居住制限区域を含めて2年後に避難指示を解除するというのはあまりにも非科学的・政治的すぎる。土地の汚染実態を踏まえた対応を取ってほしい。
2	一般社団法人 福島県病院協会	営業損害	国 東京電力	<p>福島県相双地域における6病院はいまだに休診状態にあり、他の7病院は事故前の診察機能を大きく下回る水準に留め置かれたままで、東京電力から支払われている逸失利益補填を主とする損害賠償によって辛うじて経営を維持している現状にある。しかも、放射能汚染と避難指示によって大きく変質させられた地域社会は、未だ復旧すらできないところが多く、復興にはほど遠い状態にある。事故前の病院医療活動水準に復するまでには今後相当長い時間を要するものと思われる。</p> <p>営業損害の打ち切りは、営業が必ずしも地域に規定されない業種においてはある程度通用する方式である。しかし、病院は地域密着型であって遠方に移転することはできず、賠償が打ち切られれば経営は直ちに行き詰まってしまう。当該地域社会が復興することによって初めて病院の営業損害を回避できる条件が揃うのであって、それが達せられる遙か以前の現段階で営業損害が打ち切られてしまえば、地域の病院が存続することは不可能である。</p> <p>現状において病院が今後2年間の間に医療経営の自立を図ることは困難である。社会的共通資本として地域社会の復興に不可欠である病院に対しては、営業損害を地域コミュニティの復興がプラトーに達するまで継続すべきである。もし、補填の観点から賠償の継続が困難であるというなら、病院の存続を可能にする補助金等を設けていただきたい。</p>
3	一般社団法人 福島県薬剤師会	営業損害	東京電力	<p>1 今後の避難指示区域内の商工業等に係る損害賠償について ○中間指針第四次追補において、「営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断にあたっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の期間により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」と示されている。</p> <p>については、未だに富岡・大熊・双葉・浪江は帰還を果たせていない状況及び同等の営業活動を営むことができていない現在の状況は、終期とする判断に適していないことから、平成28年度をもって終期とすることは時期尚早と考える。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
3	一般社団法人福島県薬剤師会	営業損害	東京電力	<p>○営業損害賠償は一括で賠償のできる財物と違い、20年、30年と続くものと考えている。事業者の命を絶つ一方的な責任回避は到底受け入れることはできない。国策で作った原発の事故について、その責任をもう少し認識すべきである。</p> <p>○薬局は地域に根ざし、住民が健康な生活を送れるように医薬品等の提供をとおして支援することを業とし、生活してきた。この突然の事故により、経営の基盤となる地域住民がいなくなってしまった今、帰還宣言がなされたとしても、1～2年で経営が元通りになることは有り得ない。営業に対する補償は、最低、事故発生時の経営者が引退する合理的な時期を個別に想定し、補償するべきと考える。</p> <p>2 今後の避難指示区域外の商工業等に係る損害賠償について ○昨年12月に示された素案において、新たな賠償の考え方については、「原発事故との相当因果関係を確認したうえで、将来に亘る減収の損害として、直近減収に基づく逸失利益1年分相当と見なして賠償する。」としているが、直近減収をその基本とするのではなく、原発事故発生当初から、直近までの減収額を均したうえで、賠償額を算出すべきと考える。</p> <p>3 その他(支援策や今後の進め方等について) ○当該事故による被害は極めて広範かつ多様であり、他の公共用地の取得に伴う損失補償基準等と類を同じくすることのないよう、突然、被害が発生し避難することとなった特殊性を考慮するとともに、被害者の心情にも配慮した誠実な対応をお願いしたい。</p>
4	社会福祉法人福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会	営業損害 精神的損害	東京電力	原子力事故による被災前の状態に復帰していない現状において、終期の設定は承認できないため、損害の事実がある期間は、賠償を継続すべきと考える。
5	福島県知的障害施設協会	営業損害	東京電力	健康被害を怖れて離職していった職員や、それらによって事業計画が達成できない損害。
		その他	国	福島県内の高齢者障がい施設の人材不足に関する詳細な調査をし、対策を講じてほしい。もはや相双地区だけではない。
6	福島県地域保育所協議会	営業損害	東京電力	大事なお客様である子どもさんが激減し収入が減った。回復するまで支援をお願いしたい。
		精神的損害	東京電力	見えない放射能に対する対応が精神的苦痛となった。
7	福島県牛乳協会	営業損害	東京電力	県産牛乳に対する風評被害は依然として改善されていない。県産牛乳に対する風評被害の実態を良く把握してほしい。牛乳は農産物として今後も賠償が継続されることを要望する。
		営業損害	国	県産牛乳に対する風評被害は依然として改善されていない。県産牛乳に対する風評被害の実態を良く把握してほしい。風評被害対策への具体的な手立てがほしい。(商品のPR的なものだけでなく、直接収益改善につながる。県外向けの物流への支援、県外向け売り場市場の確保等)

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
8	福島県民主医療 機関連合会	営業損害	国 東京電力	<p>① 避難地域でもそれ以外でも損害はまだ続いている。賠償をきちんと行うようにすべき。</p> <p>② 支援策を具体化することと、賠償を打ち切るとは同じではない。</p> <p>③ 緊急雇用がなくなれば、すぐにでも困る自治体が出てくる。自治体の負担を増やすべきではない。</p> <p>④ 医療関係者が避難したことにより、医療機関の経営が成り立たない状況は依然ある。継続できるよう賠償と支援策の継続を。</p> <p>⑤ 東電は医療機関への賠償基準は震災前の収益から減少した期間のみを対象にしている。医療機関の得る診療報酬は国の定める改定に影響され、減収基準のみでの損害は難しい。現実に出した人材、通常であれば得られた人材、また県内で働き続けるための職員ケアや研修、管理全般に要した費用を賠償すべきである。</p>
		営業損害	国	<p>① 賠償金に税金をかけるのはおかしい。</p> <p>② オリンピックに向け、資材の高騰や人材不足が心配される。</p>
		精神的損害	国 東京電力	<p>① 帰還する人もしない人も、避難した人もしなかった人も、精神的損害は変わらない。賠償する立場の人が勝手に期間を区切ったり、選別するのはおかしい。元のような生活に戻れたことを確認して決められるべき。</p> <p>② 避難指示区域外の浜通りの南側及び北側、中通り全体地域は、全体として今日まで「低線量」といわれたが、特定避難勧奨地点として指定せざるを得ないほどのホットスポットがあり低線量ではあるが健康に不安を抱え、自主避難を選択する住民が現在なお存在する地域である。この不安やストレスは日本国民が歴史上も初めての経験であった。しかも生活の身近な所に何千ベクレルかの土壌や物質が存在する。年間追加被ばく線量が1 mSvに達しないからといって、東京電力・国の責任が免れるものではない。追加賠償を行うべき。</p>
		その他	国 東京電力	<p>① 事故後の緊急時の防護・除染政策は一通り済んだ、といえる状況に徹底除染、早急に完了させる。その上でなお日常的に近づかないエリアを設定し子どもを守る施策を明確に打ち出すことが大切。</p>
		その他	国	<p>① 県は子どもを育てやすい県にするという目標を持っている。しかしながらこれまで国が手当した基金では長期的な財源としては乏しく、懸案の甲状腺検査体制維持すら危うい。基金積み増しの施策を明確にすべき。</p> <p>② 除染、セシウム収拾について中期的な計画を県及び市町村と具体化すべきである。ウェザリング効果等のできるホットスポットを適時除染することや、森林や畑からセシウムを効果的に集める方法、これは自民党提言にもあるように日常の農林業と一体になった施策に求められ、それは当然補助金をつけ管理をすることが必要。</p>
9	公益社団法人日本 水道協会福島 県支部	その他	国	<p>放射性物質を含む指定廃棄物の処分は、放射性物質汚染対処特措法等において、国が進めることとしているが、濃度の如何を問わず浄水発生土を搬出し処理する対策を講じていただきたい。</p>

4 土木建設業関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	一般社団法人 福島県建設業協会	営業損害	国 東京電力	○ 避難指示区域内の帰還目途が立たない現状での素案は納得できない。経営活動を営むことが可能となる日まで賠償は延長すべき。
2	福島県土木建築 調査設計団体協 議会	その他	国	○ 避難指示解除前に多数の住宅の修繕が必要になる。地元の大工・工務店に対する支援をお願いしたい。(福島県地域型復興住宅推進協議会)

5 労働関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	福島県労働組合 総連合	営業損害	国 東京電力	賠償の終期を論じる状況ではない。紛争審査会中間指針のとおり「被害者が従来と同じ、または同等の営業活動を営むことが可能となった日」まで賠償を継続することを求める。
		精神的損害	国 東京電力	避難指示解除を含め、全県民が求めている精神的損害に応ずることを求める。
		その他	国 東京電力	① 福島原発事故について、「想定外」ではなく、「人災」であったことを認め、加害者責任を果たすことを求める。 ② 原発作業員について、安全対策とともに、危険手当(割増分)が確実に支払われるようにすることを求める。
		その他	国	① 緊急雇用対策予算の打ち切りはやめ、継続することを求める。 ② 除染、こどもや県民の健康管理について、施策の撤退が起きないようにすることを求める。

6 交通運輸関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	公益社団法人福島県バス協会	営業損害	国 東京電力	<p>①自民党・公明党による第5次提言案に観光についての風評被害が明記されていない点が気になります。大河ドラマの話題性活用や特別のイベント、現在も行われているような観光キャンペーンによる一時的な誘客が行われてきたことは事実ですが、ベースにある風評被害は原子力災害という災害の性格を反映して非常に根深く、汚染水問題の継続的な発生もあって、払拭が進んでいません。特に修学旅行に関しては、その性格から大きな影響が続いています。また、現在、国内のあちこちの観光地は訪日外国人ブームに沸いていますが、海外からの旅客のfukushimaに対する忌避感是非常に強く、元より首都圏から近い観光地として外国人にも人気を集めるはずであったところからすると、かかる風評によって極めて大きな機会損失が発生しています。</p> <p>②先ごろ、東電より賠償期間を来年2月までとする案が示されましたが、相当因果関係の存在は明らかであり、観光の風評被害も含めて賠償の継続があって然るべきところと思料します。なお、観光に関しては訪日外国人にかかる機会損失を損害に含めて賠償の対象とすることがフェアではないかと考えます。上述①、②を踏まえて以下の通りに要望します。</p> <p>ア) 今後の東電による賠償を最小限に抑える観点でも観光産業における風評の払拭を図ることは重要であり、考え得る対策事例の一つとして、広く国民や国内外の旅行関係当局、旅行事業者、教育関係機関等に対して福島県(およびその近隣)の一定の地域の線量が健康に影響を及ぼすレベルに無いことを宣言し、その周知を徹底すること。周知の実践にあたっては、民間のPR会社と連携するなどして、その効果を追求すること。</p> <p>イ) 現状に照らすと、風評被害の収束を予測することは困難であるので、東電賠償について期限を設けるような措置を講じないこと。また、個別の事例において相当因果関係のある機会損失も含まれることを認識すること。</p>
2	東北鉄道協会福島県支部	営業損害	東京電力	風評被害については、損害賠償の一方的な打切りは認められない、収束するまで補償するべきである。
		営業損害	国	風評被害について、損害賠償の打切りを行わないよう強く指導をお願いしたい。

7 教育・文化関係

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	福島県私学団体 総連合会(福島県 私立幼稚園連合 会)	営業損害	国	幼稚園の場合、事故で避難した子どもや若い親が帰還して本来の子どもの数に戻るまでは損害が生じるので、集中的な自立支援施策の展開後、子どもと親達が帰還するまでは賠償が必要である。
		営業損害	国	地域が自立して復興・発展できるよう、東京電力を強く指導するとともに、自治体の施策実施を財政的に支援し、また、国も地域活性化策を実施していただきたい。
		その他	国	帰還を目指して除染し、インフラを整備し、働く場の確保等により、安心して安全に帰還できるようにし、住民が帰還してから住民と自治体の納得を得て避難指示解除を行うべき。
		その他	国	避難指示解除は、徹底した除染、インフラ整備、働ける場と日常生活環境の確保等、東京電力を強く指導し、国の実施事業は早急に実施した後、帰還を希望する住民と自治体の納得を得て行うべき。
		その他	国	安全性説明は最新の情報が集まる国が行うべきである。多くの子ども達が帰還するまで、子どもを持つ親に対して安全性の説明を納得がいくまで丁寧に行っていただきたい。
2	公益社団法人福 島県学校給食会	営業損害	東京電力	営業損害については、児童生徒の県外避難が続き、風評被害や営業損害が発生している以上、賠償は継続して行われるべきであるとする。

8 市町村等

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
1	福島市	営業損害	国 東京電力	原子力発電所の事故収束の見通しは未だ立っておらず、原子力災害被災12市町村以外の市町村においても風評被害は続いており、また原子力損害賠償紛争審査会中間指針(第四次追補)において、営業損害及び就労不能損害の終期は、基本的に被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的としていることから、今後も原子力災害で影響を受けた全ての事業者の実情に沿った損害賠償を継続すること。
2	いわき市	営業損害	国 東京電力	避難区域外における観光業をはじめとした商工業にかかる風評被害等に伴う営業損害賠償について適切に対応すること。
3	須賀川市	営業損害	国 東京電力	賠償期間を平成29年2月まで延長する報道されているが、避難区域外も同様の扱いとなるのか。 原子力災害の特殊性や被害の実情をしっかりと確認し、被害者の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うべきである。
4	二本松市	営業損害	東京電力	営業損害の賠償において、原子力損害賠償紛争審査会で出された「一定の限度」という表現の取扱いについては、被害者の立場を十分に考慮し、慎重を期すようお願いしたい。
		営業損害	東京電力	営業損害の賠償請求においては、被害者の立場になって誠心誠意の対応をお願いしたい。
		営業損害	国	減加分等に対して支払われる賠償金の税制上の取扱いについては、被害者救済の視点を十分に反映していただきたい。
		その他	県	(P12(1)) 仮設住宅の供与期間については、避難先自治体の本来の住民サービス提供の目的にも配慮しながら、対応を検討すること。
		その他	国	(P13(3)) 公平性の観点から見直しが求められている事業については、その必要性や内容について、被災自治体の意見に十分配慮すること。
		その他	国	(P14(4)) 集中復興期間後の財源確保については、中長期的で安定的な財源を確保したうえで、積極的な復興事業の推進に努めること。
		その他	国	(P10(5)) 早期運用のための中間貯蔵施設整備に向けた土地収用等の特別法の検討と除去土壌の本格輸送計画の早期の市町村明示をお願いしたい。
		その他	国 東京電力	(P9(4)) 農産物、観光業については依然として風評による影響があることから、販売、誘客促進等について積極的な取り組みを進めること。
		その他	国 東京電力	(P9(4)) 全国平均、県平均価格を大きく下回る米価は、風評による影響であり、価格の安定のために積極的な取り組みを行うこと。
その他	国	(P9(4)) 急傾斜地等の草地や水田畦畔などの除染が困難となっている農地について、実施に向けた技術指針を早急に示すこと。		

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
5	南相馬市	営業損害	国 東京電力	2年間の自立支援施策だけに重点が置かれることなく、営業損害・風評被害への賠償の終期については、被災した事業者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となるまでを原則として、地元事業者等の意見を十分に踏まえ検討したうえで、被害者個々の実態に基づいて慎重に定めるべきである。
		営業損害	東京電力	賠償金の支払いについては、安易な打ち切りを行わず、個々の事業者の被害実態に即した柔軟な対応を求める。
		精神的損害	国 東京電力	避難指示の解除時期に関わらず、平成30年3月まで精神的賠償が検討されていることについては、平成28年4月を避難指示解除目標と掲げている本市において、指示解除と賠償をリンクさせることなく、一定程度、被害状況に即した賠償がなされる点において被災者の生活再建に結びつくものと考え、今後とも精神的賠償については、被害者に寄り添い、被害の状況に即した賠償がなされるべきと考える。
		精神的損害	東京電力	賠償金の支払いにあたっては、より多くの苦痛を受けたと認められる被災者に対する賠償金の増額について柔軟な対応を求める。
		その他	国 東京電力	財物賠償については、原発事故から6年をもって全損扱いとしているところであるが、地域の状況に応じ取り扱うべきと考える。
6	桑折町	営業損害	東京電力	商工業等に係る営業損害については、損害の実態に見合った賠償を行うこと。
		営業損害	国	東電に対し、実態に見合う賠償を継続するよう指導すること。
7	国見町	その他	東京電力	被害の実態に見合った賠償を最後まで確実にを行うよう要求する。
		その他	国	原子力政策を推進してきた責任のもとで、被災地に対して最後まで確実な救済をお願いする。
8	川俣町	営業損害	国	原発事故責任の認識をもって、東電任せにしない対応をしっかりとしてもらいたい。東電の言い分ではなく、被害者側に立った対応を取ってもらいたい。
		営業損害	東京電力	平成28年2月で打ち切るとの考えから見直しへと表明したことは評価するが、商工業者の実情を十分勘案して賠償を示してもらいたい。
		営業損害	県	引き続き市町村の意向を汲んだ支援をしていただきたい。国に対して求めている。東電には完全賠償を求めている。
		その他	東京電力 県	賠償だけではない対応(人的な復興支援など)を引き続き求めたい。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
8	川俣町	その他	国	原発事故責任の認識をもって、東電任せにしない対応をしっかりとしてもらいたい。東電の言い分ではなく、被害者側に立った対応を取ってもらいたい。賠償だけでなく制度も含めた支援が必要である。
		その他	国 東京電力	財物賠償について、精神的損害同様に、6年間一律の賠償を検討いただきたい。
		その他	県	引き続き市町村の意向を組んだ支援をしていただきたい。国に対して求めている。東電には完全賠償を求めている。
9	西郷村	その他	国	現在、「福島県除染対策事業交付金」により、村内除染を実施しているが、除染に関わる職員の人件費(年間約1億)が対象経費に含まれないため、村財政を圧迫し始めている。除染に関わる職員人件費の事務費対象経費拡充を強く要望する。
		その他	東京電力	現在、「福島県除染対策事業交付金」により、村内除染を実施しているが、除染に関わる職員の人件費(年間約1億)が対象経費に含まれないため、村財政を圧迫し始めている。国で対象としない除染に関わる職員人件費のすみやかな賠償を強く要望する。
		その他	東京電力	地方公共団体への賠償項目のうち、「食品検査費用(食品衛生法に基づかない、市町村独自の持ち込み食品検査)」について、対象項目から削除されてしまったが、賠償の継続を強く要望する。
10	富岡町	営業損害	国	①事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援 当町は復旧復興の道半ばにあり、今後の進捗による検証を行っていく上で解除時期が決まることから、2年間と一律に示されたが、異なる地域の状況や実態に見合った対応を求める。さらに賠償以外の支援を受け、事業再開の取組状況を含めて個別の事情を適切に対応すべきである。 ②農林業に係る営業損害の賠償については、平成28年12月まで行われているが、農業については除染における表土剥ぎ取りにより地力回復など事業再開まで時間を要することから、賠償はもとより支援策においても適切な対応を求める。
		精神的損害	国	避難指示解除等の着実な実施 除染の十分な実施、インフラや生活に密着した生活関連サービスの確保は、帰還に向けて重要な要件である。国はこれまで解除に当たっては、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、地域の実情を十分に考慮し、一律の取り扱いとはせずに関係市町村が最も妥当と考える時期としてきた。当町は復興がこれからという状態で解除時期だけが先行するのは理解し難い。安心して生活し、復興にも取り組めるような状況を見極めて判断すべきである。
11	双葉町	営業損害	東京電力	2年間の集中的な自立支援施策展開後の個別事情を踏まえた対応について、事故との相当因果関係を広く捉え、適切に対応すること。
		営業損害	国	東京電力に対して、賠償の適切な対応、支援策の協力を積極的に行うよう指導すること。
		その他	国 東京電力	避難に係る費用(家賃)について、平成29年6月以降の取扱いを早急に明確にすること。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
11	双葉町	その他	国 東京電力	営農損害について、平成29年1月以降の取扱いを早急に明確にすること。
12	浪江町	営業損害	国 東京電力	<p>中間指針において「営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。</p> <p>5次提言によっても以下の支障があり、 ①自立支援施策の展開によっても再開できない、または再開後も減収がある事業所があり得る ②原発に近い当町は風評被害が他地域より長期間継続すると見込まれる ③事業再開に際し、事業用資産の賠償の時価相当額を超過した修繕費用や代替資産の取得費用が発生している</p> <p>これらのことから、①②は中間指針に従い損害が発生する限り賠償すべきであり、③は事業者にとって大きな負担なため、支援施策の構築や中間指針における「追加的費用」として賠償すべきである。</p>
		精神的損害	国 東京電力	<p>1 中間指針第4次追補において、避難指示の解除は以下のとおり示されており、 ①日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧 ②子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗 ③県・市町村及び住民と十分な協議</p> <p>特に③を踏まえることにより、住民も解除時期を予想し、ある程度の帰還の準備が可能であることを考慮し、「相当期間」の当面の目安を「1年間」とし、<u>実際の状況を勘案して柔軟に判断</u>していくことが適当であると示されている。</p> <p>このことから、解除時期及び相当期間は一方的に一律に決定すべきものではない。</p>
		その他	国	<p>避難指示解除時期は、帰還へ向けた準備状況を踏まえ当該自治体の意見を聞き決定することになっており、一方的に一律に決定すべきものではない。</p> <p>当町の場合、除染が始まったばかりであり、帰還へ向けた準備が平成29年3月までに完了する見通しはたっていない。</p> <p>よって、第5次提言に関わらず当町の実情にあった解除時期とすること。</p>
		その他	国 東京電力	<p>中間指針において「就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。</p> <p>除染が始まったばかりであり、帰還の見通しがたたない当町においては、 ①再就職しても減収が続く町民が多数いる ②いまだ安定した職業に就けない町民がいる 状況を踏まえて、就労環境が整うまで賠償すべきである。</p>
13	葛尾村	営業損害	東京電力	住民の帰還を図るためにも、商業者・農業者の事業再開が重要だが、当面利益が確保できない状況が考えられる。帰還して事業を再開する場合には、個別事情として当分の間賠償すべき。
		精神的損害	東京電力	早期解除の場合の6年後解除と同等の支払については、住民の帰還意向の回復のため、早期に決定すべき。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
14	飯舘村	営業損害	国 東京電力	①農林業、商工業の営業再開をした場合、当面(一定年度)収入が減少した分の補填をしてほしい。 ②雇用の場の確保と人材確保(操業再開及び継続企業)が容易でないため、その支援策を考えてほしい。 ③農林業の再生(農地の保全管理と栽培技術への支援、里山の再生)への支援をしてほしい。
		その他	国 東京電力	①災害救助法による仮設、借り上げ住宅の供与期間の終了後、すぐに補助の支援を打ち切るのではなく、入居者の一部負担も視野に入れながら3年程度の緩和措置をしてほしい。 ②内部、外部被ばく検査甲状腺検査の長期的な支援をしてほしい。
15	福島県 (商工労働部)	営業損害	国	安倍総理大臣が3月10日に指示された「事業や生業の再建に向けた支援策を大幅に拡充する」ための予算措置を27年度補正及び28年度予算において講じること。
		営業損害	国	支援策を講じるに当たっては、県が県内商工業者のニーズ調査を踏まえ、国に提出した「福島県内の商工業者の方々への支援策に係る要望書」(5月13日)の内容を反映すること。
		その他	国	震災等対応雇用支援事業(緊急雇用)が廃止となる場合でも、当該事業の受け皿となる新たな事業を、復興庁が所管する事業として創設すること。
		その他	国	事業復興型雇用創出事業(緊急雇用)は産業施策と一体となった雇用支援であり、平成28年度以降も、必要な予算措置を講じること。
		その他	国	平成28年度以降、浜通り等においては、強力な企業立地支援策を追加するとともに、本県全域を対象に津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を継続すること。
16	福島県 (観光交流局)	営業損害	国 東京電力	観光客の入込は、県全体として、震災前のレベルまでは回復していない状況(85%程度)である。 特に教育旅行や外国人観光客誘客については、原発事故の風評の影響が大きく、震災前の4割程度にとどまっている。 このような背景には、観光に対する風評があることは明白であり、その起因となる原発事故が原因であることから、観光の風評被害については、賠償の継続があつてしかるべきである。
17	福島県 (農林水産部)	営業損害	東京電力	農林漁業に係る営業損害の賠償については、平成28年12月までとされているが、その後の取扱について未だ示されていないことから、早急に示すこと。 また、農林水産業の再生は、避難指示区域の市町村の置かれている状況が様々であり、一律に進めることはできないことから、事業を完全に再建することができるまで、被害の実態に見合った賠償を的確に行うこと。 さらに、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害がある限り、実態に見合った十分な賠償を行うこと。

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
17	福島県 (農林水産部)	営業損害	国	<p>農林漁業に係る営業損害の賠償については、平成28年12月までとされているが、その後の取扱について未だ示されていないことから、早急に明示させること。</p> <p>また、農林水産業の再生は、避難指示区域の市町村の置かれている状況が様々であり、一様に進めることはできないことから、事業を完全に再建することができるまで、被害の実態に見合った賠償を的確に行わせること。</p> <p>さらに、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害がある限り、実態に見合った十分な賠償を行わせること。</p>
		その他	国	<p>◆復興事業に一部負担を求めることについて</p> <p>「農山漁村地域整備交付金」など、本県の農林水産業の「復興に資する公共事業」や、「東日本大震災農業生産対策交付金」などは、他の被災県と異なり、除染など原子力災害への対応を優先せざるを得ず、事業着手そのものが遅れてしまったことに加え、今後も多額の事業費が見込まれており、自治体に一部負担を求めるとなれば、地方財政に多大な影響を及ぼすことから、引き続き、震災復興特別交付税による地方財政措置を講じ、自治体負担を求めないこと。</p> <p>また、既に着手している事業はもとより、既に事業計画の承認を受けている事業については、引き続き、震災復興特別交付税による地方財政措置を講じ、自治体負担を求めないこと。</p> <p>さらに、「福島県営農再開支援事業」など、既に県に造成された基金を財源として実施している事業についても、これまで同様に自治体負担を求めないこと。</p>
		営業損害	東京電力	<p>①県内森林組合は、解除の見通しが立っていない避難指示区域等を抱える組合もある。また、風評被害も依然として根強いものがあることから、平成27年度と平成28年度の2年間に限られた営業損害及び風評被害への賠償では補いきれない。従って、平成29年度以降も状況に応じた賠償に応じるべきと考える。</p> <p>なお、県内森林組合において、以前に請求したものの未だ支払われていないものがあるので、早急に支払いに応じるようお願いしたい。</p> <p>②現在、しいたけ生産については、放射性物質の影響により露地栽培は困難であり、施設栽培や菌床栽培への転換が有効な手段となっている。この際必要となるビニールハウス等の施設は生産者の資産と見做され、損害賠償の対象となっていないが、これを損害賠償の対象とすることで、生産再開を促すべきと考える。</p> <p>また、賠償の支払時期は、ビニールハウス等の導入時期とすることで、生産者の負担を極力減じるべきである。</p>
		その他	東京電力	<p>木材生産活動に伴う樹皮の滞留問題は今後も継続し、木材産業の事業活動に大きな影響がある。</p> <p>よって、木材業界に対する、放射性物質で汚染された樹皮(バーク)処理経費への賠償については、状況に応じて継続すべきである。</p>

NO.	団体名	項目	意見先	内 容
17	福島県 (農林水産部)	営業損害	国	農業は、生活(そこに住むこと)と生涯が密接に関連しており、農地近隣に生活の基盤が無いと通常の農作物の肥培管理すら困難な作業となる。農業再生は、除染やインフラ復旧による生活の基盤再生から段階的に進むものとする。そのため、2年間(H27,H28)に自立支援施策を同時並行的に盛り込むのではなく、適当な期間スライドさせながら農業再生の支援をお願いしたい。
		営業損害	東京電力	農業者が地域帰還し、そこで暮らすベースが出来て、農産物の生産・出荷による経営が可能な状況が整うまで営業損害に対する賠償を継続すべきと考える。
		その他	国	帰還を急ぐだけでなく、中間貯蔵施設への搬入や廃炉作業等について、これらの周辺環境への営業把握に努め、特に汚染の影響が直ちに出る農産物への汚染防止やモニタリングの強化などによる安全性の確保など、確実に実施できるよう支援をお願いすると共に、万が一、汚染等が発生した場合の対応についても事前に検討をお願いしたい。
		その他	東京電力	廃炉作業等による放射性物質の拡散等があった場合に、今まで続けてきた除染や出荷制限解除等の取組が無に帰す恐れがあり、慎重な作業をすべきと考える。